

青健医福第357号
令和7年5月28日

公益社団法人青森県医師会長
各 郡 市 医 师 会 長 } 殿
一般社団法人青森県歯科医師会長 }

青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課長
(公印省略)

医療費助成のオンライン資格確認に係る医療機関・薬局向けシステム改修補助
金の令和7年度の申請受付の開始について

このことについて、厚生労働省から周知依頼がありましたので、内容について御承知い
ただくとともに、貴会会員へ周知してくださるようお願いいたします。

記

1 添付資料

- ・【事務連絡】医療費助成のオンライン資格確認に係る医療機関・薬局向けシステム改
修補助金の令和7年度の申請受付の開始について
- ・別添1（診療所向けリーフレット）
- ・別添2（病院向けリーフレット）

担当：企画政策グループ 小笠原
電話：017-734-9277
FAX：017-734-8085
Mail：tetsuya_ogasawara@pref.aomori.lg.jp



事務連絡
令和7年5月22日

各 都道府県
政令指定都市
中核市 医療費助成オンライン資格確認連絡調整担当部（局） 御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

医療費助成のオンライン資格確認に係る医療機関・薬局向けシステム改修補助金の令和7年度の申請受付の開始について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）等に基づき、医療費助成（公費負担医療又は地方単独医療費助成をいう。以下同じ。）のオンライン資格確認の導入を推進しており、本年5月現在、183自治体（22都道府県、161市町村。詳細は別添4のとおり。）において運用が開始され、約2.5万の医療機関・薬局においてシステム改修が完了しています。

メリットを全国規模で広げていくため、令和7年度においても、参加する自治体や医療機関・薬局の拡大を推進していくこととしており、医療機関・薬局において医療費助成のオンライン資格確認を導入するためのレセプトコンピュータの改修に対する補助金を用意し、本年6月上旬より申請受付を開始する予定です。本補助金は、社会保険診療報酬支払基金が医療機関・薬局に対して助成するものとなります。具体的な内容は、診療所については別添1を、病院については別添2を、薬局については別添3をご参照ください。

つきましては、各自治体におかれましては、これらの内容について御了知いただき、管内の医療機関・薬局への周知についてご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の一般市区町村（指定都市及び中核市を除く市区町村をいう。）に対して周知いただきますよう、お願ひいたします。

※ 本補助金の申請受付開始日が決定したら、以下の厚生労働省ホームページ等で公表いたします。以下ホームページには、別添1～3のリーフレットも掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhi_josei-iryoushiken.html

【照会先】

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 jousan@mhlw.go.jp

診療所のみなさまへ

令和7年度版
診療所向け

医療費助成の受給者証及び 診察券のマイナンバーカードへの 一体化に関する補助金の申請受付を開始します

**医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります**



補助内容のご案内

診療所においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。

- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
- ② 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコンの改修
- ③ マイナ診察券で受付を行うためのレセコンの改修

- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！**
- ・ 医療費助成のオンライン資格確認については、令和7年5月現在、**全国183自治体（22都府県、161市町村）**で運用が開始されています。また、**全国約2.5万の医療機関・薬局**において、**レセコン改修が完了**しています。
※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
 - ・ 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP（下部QRコード参照）でご確認下さい。
 - ・ オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額
(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行を受けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら
医療費助成のオンライン資格確認の運用を
開始している自治体の一覧はこちら

<https://www.digital.go.jp/news/07e099a1-37df-4a50-8dec-9b5901bb3730>



厚生労働省

裏面もご覧ください



② 医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、
マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)

- レセコンの改修により、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- この場合のレセコンの改修への補助金は下記のとおりです。※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)



③ マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)

- レセコンの改修により、診察券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- 診察券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、**申請は一括で行っていただくようお願いします。**（一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください）

2025年（令和7年）6月上旬（予定）～2026年（令和8年）1月15日

申請期間

- ※ 2024年度（令和6年度）に改修を行った場合も対象となります。
- ※ 申請受付開始日は、決定次第、医療機関等向け総合ポータルサイト等でお知らせします。
- ※ 予算の範囲内で実施する補助金のため、お早めに申請を行ってください。

申請方法

医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

申請に必要な書類は以下3点です

必要書類

- ① 領収書
- ② 領収書内訳書
- ③ システム改修に係るチェックシート（ベンダーに記入してもらってください）



※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください

補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



本補助金の詳細なご案内については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせします。

■お問い合わせ先：オンライン資格確認等センター（通話無料）

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00（祝日除く）

土曜日：8:00～16:00（祝日除く）

■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



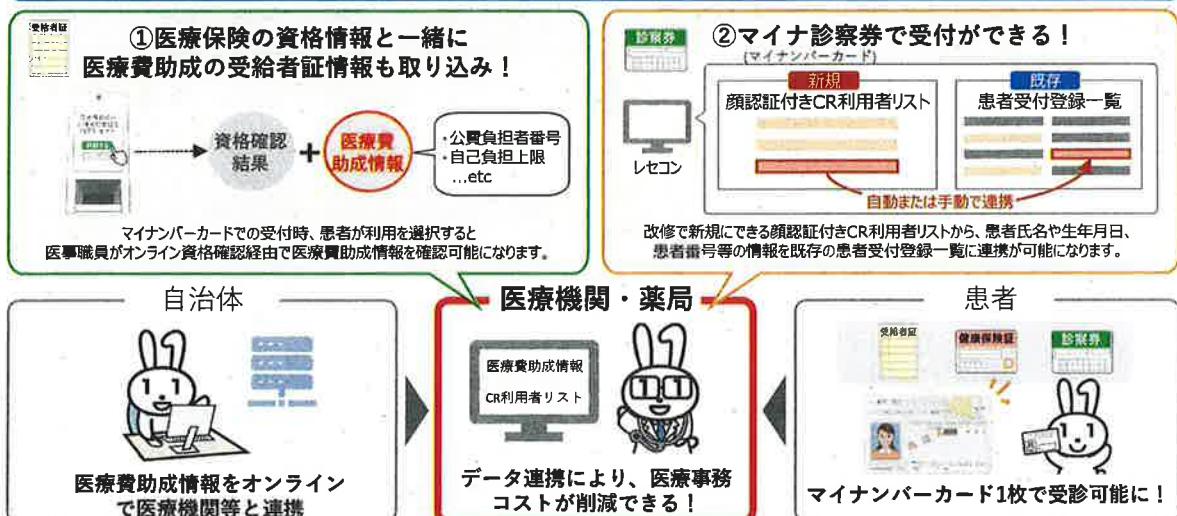
厚生労働省

病院のみなさまへ

令和7年度版
病院向け

医療費助成の受給者証及び 診察券のマイナンバーカードへの 一体化に関する補助金の申請受付を開始します

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

病院においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。

- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
- ② 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修
- ③ マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修

-
- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！**
- ・ 医療費助成のオンライン資格確認については、令和7年5月現在、**全国183自治体（22都府県、161市町村）**で運用が開始されています。また、**全国約2.5万の医療機関・薬局**において、**レセコン改修が完了**しています。
※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
 - ・ 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP（下部QRコード参照）でご確認下さい。
 - ・ オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額
(※千円未満切捨て)

28.3万円を上限に補助
(事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行を受けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこち
ら
医療費助成のオンライン資格確認の運用を
開始している自治体の一覧はこち
ら
<https://www.digital.go.jp/news/07e099a1-37df-4a50-8dac-9b5901bb3f30>



②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)

- レセコン・再来受付機等の改修等により、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。この場合のレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む*	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

*再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。

③マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)

- レセコンの改修等により、診察券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。診察券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む*	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

*再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、**申請は一括で行っていただくようお願いします。**（一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください）

2025年（令和7年）6月上旬（予定）～2026年（令和8年）1月15日

- 申請期間
- ※ 2024年度（令和6年度）に改修を行った場合も対象となります。
 - ※ 申請受付開始日は、決定次第、医療機関等向け総合ポータルサイト等でお知らせします。
 - ※ 予算の範囲内で実施する補助金のため、お早めに申請を行ってください。

申請方法

医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

- 申請に必要な書類は以下3点です

- 必要書類
- ① 領収書
 - ② 領収書内訳書
 - ③ システム改修に係るチェックシート（ベンダーに記入してもらってください）



※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください

補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=K80011504



本補助金の詳細なご案内については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせします。

- お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター（通話無料）

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00（祝日除く）
土曜日：8:00～16:00（祝日除く）

- 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



厚生労働省